

河川法

1. 案内情報

手続名	: 流水の占用の許可
手続根拠	: 河川法第23条
手続対象者	: 河川の流水の占用をしようとする者
提出時期	: 流水の占用をしようとするとき
提出方法	: 河川法規則第11条に定める申請書を作成し、当該河川区域を管理する国土交通省地方整備局等の事務所又は都道府県の担当部局へ提出して下さい。
手数料	: 無し
添付書類・部数	: 河川法規則第11条第2項に規定する図書を添付 河川法施行規則別表第1に掲げる部数
申請書様式	: 河川法施行規則別記様式8の様式
記載要領・記載例	: 申請書の提出先となる国土交通省地方整備局等の事務所又は都道府県の担当部局にお問い合わせ下さい。

2. 窓口情報

提出先問い合わせ窓口:

(河川管理者が国土交通大臣の場合)

北海道開発局建設部建設行政課	011-709-2311	(内線 5348)
東北地方整備局河川部水政課	022-225-2171	(内線 3571)
関東地方整備局河川部水政課	03-3211-6261	(内線 3571)
北陸地方整備局河川部水政課	025-266-1171	(内線 3571)
中部地方整備局河川部水政課	052-953-8119	(内線 3571)
近畿地方整備局河川部水政課	06-6942-1141	(内線 3571)
中国地方整備局河川部水政課	082-221-9231	(内線 3571)
四国地方整備局河川部水政課	087-851-8061	(内線 3571)
九州地方整備局河川部水政課	092-471-6331	(内線 3571)

(河川管理者が都道府県知事の場合)

各都道府県の場合は土木部河川課等

受付時間: 提出先にお問い合わせ下さい。

相談窓口: 上記問い合わせ先

3. 手続情報

審査基準: 「行政手続法の施行に伴う河川法等における処分の審査基準の策定等について」

標準処理期間: ・国土交通大臣が行うもの 10ヶ月
・地方整備局長等が行うもの 5ヶ月

不服申立方法： 行政不服審査法の規定による